



島根県報

平成17年 1月11日 (火)
第 1 640 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則 (総 務 課) 1

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 2

公 告

新規採用警察官用制服の製造請負に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 3

除染シャワーシステム (1 式) の購入に係る一般競争入札の実施 (") 5

教委規則

島根県立高等学校規程及び島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則 (高 校 教 育 課) 6

公布された条例等のあらまし

私立学校法施行細則の一部を改正する規則 (規則第 1 号)

1 規則の概要

(1) 島根県立私立学校審議会の委員の定数を10人とすることとした。(第2条関係)

(2) 島根県立私立学校審議会の委員の定数は、平成18年6月30日までの間、10人以上12人以内とすることとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 1 号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則 (昭和25年島根県規則第105号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次のとおり」を「10人」に改め、同条各号を削る。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 島根県私立学校審議会の委員の定数は、この規則による改正後の私立学校法施行細則第2条の規定にかかわらず、平成18年6月30日までの間、10人以上12人以内とする。

告 示

島根県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月11日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
益田地域医療センター医師会病院 都茂出張所	益田市美都町都茂1718 - 2	平成16年11月 1 日
益田市国民健康保険匹見澄川診療所	益田市匹見町澄川イ299 - 1	平成16年11月 1 日
益田市国民健康保険匹見道川診療所	益田市匹見町道川イ134 - 1	平成16年11月 1 日

島根県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月11日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
匹見町国民健康保険直営澄川診療所	美濃郡匹見町大字澄川イ299 - 1	平成16年10月31日
匹見町国民健康保険直営道川診療所	美濃郡匹見町大字道川イ134 - 1	平成16年10月31日
ヤマサキ薬局	簸川郡大社町大字修理免725 - 13	平成16年12月21日

島根県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 1月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者 の 名 称	指 定 した 事 業	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 樋原金物店	福祉用具貸与	健康と福祉のサポートショップうさぎとかめ	邑智郡川本町川本522 - 8	平成16年 12月24日

島根県告示第19号

平成16年島根県告示第1,249号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 1月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
(市)郡	(町)村		地番	保安林の所有者	住 所
(安来)	(伯太)	上小竹	1107	恩田嘉一	安来市伯太町上小竹773
"	"	"	1111内 1	松岡重男	" " 下小竹956

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年 1月11日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

新規採用警察官用制服の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

男性警察官用冬服上衣	島根県警察仕様	94着	(一人当たり2着)
" 冬服ズボン	"	94本	(" 2本)
" 冬ワイシャツ	"	141着	(" 3着)
" 冬活動服	"	47着	(" 1着)
" 合服上衣	"	94着	(" 2着)
" 合服ズボン	"	94本	(" 2本)
" 合ワイシャツ	"	141着	(" 3着)
" 合活動服	"	47着	(" 1着)
" 夏服上衣半袖	"	94着	(" 2着)
" 夏服上衣長袖	"	47着	(" 1着)
" 夏服ズボン	"	94本	(" 2本)
女性警察官用冬服上衣	"	14着	(" 2着)
" 冬服スカート	"	14着	(" 2着)
" 冬服ベスト	"	14着	(" 2着)
" 冬服ズボン	"	14本	(" 2本)
" 冬ワイシャツ	"	21着	(" 3着)
" 冬活動服	"	7着	(" 1着)
" 合服上衣	"	14着	(" 2着)
" 合服スカート	"	14着	(" 2着)

"	合服ベスト	"	14着	("	2着)
"	合服ズボン	"	14本	("	2本)
"	合ワイシャツ	"	21着	("	3着)
"	合活動服	"	7着	("	1着)
"	夏服上衣半袖	"	14着	("	2着)
"	夏服上衣長袖	"	7着	("	1着)
"	夏服ベスト	"	14着	("	2着)
"	夏服スカート	"	14着	("	2着)
"	夏服ズボン	"	14本	("	2本)

(詳細仕様は、入札説明書による。)

(3) 納入期限

平成17年3月24日(木)

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 島根県内に本店または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26-0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年1月11日から1月20日までの間(土日、休日を除く)、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は午前9時から午後5時までとする)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成17年1月25日(火)午後2時00分から

イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

(4) 入札説明会の日時、場所

ア 日 時 平成17年1月17日(月)午前10時00分から

イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 平成17年 1月21日午後 5 時00分までに「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は、入札説明書による。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年 1月11日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

除染シャワーシステム（1式）の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 3月28日（月）

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により資格を認定されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話（0852）26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年 1月11日から平成17年 1月20日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする)

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成17年 1月27日 (木) 午後 2 時00分

入札場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部

開 札 即時開札

(4) 入札説明会の日時、場所

ア 日 時 平成17年 1月18日 (火) 午前10時00分から

イ 場 所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程及び島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月11日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 1 号

島根県立高等学校規程及び島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

(島根県立高等学校規程の一部改正)

第 1 条 島根県立高等学校規程 (昭和31年島根県教育委員会規則第21号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章の 2 学校評議員 (第21条の 3) 」を「第 6 章の 2 学校評価 (第21条の 3 ・第21条の 4)
第 6 章の 3 学校評議員 (第21条の 5) 」に改める。

第 6 章の 2 中第21条の 3 を第21条の 5 とし、同章を第 6 章の 3 とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第6章の2 学校評価

(学校評価)

第21条の3 校長は、学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、教育活動その他学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第21条の4 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(島根県立特殊教育学校規程の一部改正)

第2条 島根県立特殊教育学校規程(昭和46年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の2 学校評議員(第18条の3)」を「第6章の2 学校評価(第18条の3・第18条の4)」に改める。
第6章の3 学校評議員(第18条の5)

第6章の2中第18条の3を第18条の5とし、同章を第6章の3とし、第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 学校評価

(学校評価)

第18条の3 校長は、学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、教育活動その他学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第18条の4 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

